## 合同会社 JRE 八幡岳「(仮称) 八幡岳風力発電事業環境影響評価書」 に係る確定通知について

平成31年2月18日経済産業省商務情報政策局産業保安グループ

当省は、合同会社 JRE 八幡岳「(仮称) 八幡岳風力発電事業環境影響評価書」(以下「評価書」という。) について審査した結果、電気事業法第46条の17第2項の規定に基づき、本日、合同会社 JRE 八幡岳に対し、評価書の変更を要しない旨の通知(確定通知)を行った。また、当省は電気事業法第46条の18第1項の規定に基づき、確定した評価書の写しを環境大臣宛てに送付する。

なお、確定通知を受けた合同会社 JRE 八幡岳は、同条第2項の規定に基づき、長崎県知事に対し評価書を送付するとともに、環境影響評価法第27条の規定に基づき公告及び縦覧(1か月間)し、住民へ周知することとなる。

## <環境影響評価書>

環境影響評価書受理	平成31年1月28日
環境影響評価書確定通知	平成31年2月18日

問い合わせ先:電力安全課 高須賀、松橋、酒井 電話03-3501-1742 (直通)